

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
1	参加資格申請について (什器・備品調達)	入札説明書	p.15 第3章	建設業務を行う企業以外が什器・備品の調達・設置業務を行う場合、必要となる参加資格要件はありますか。	「入札参加者及び協力企業の資格（各業務共通）」を満たすとともに、令和3・4年度物品等競争入札参加資格を有する者であることとします。
2	事業者選定スケジュール	入札説明書	p.21 第4章	提案書提出締切を令和5年2月3日（金）に延期して頂きましたが、2月14日以降への再延伸をお願いしたいです。	提案書の審査期間等を確保するため、原案のとおりとします。
3	コワーキングスペース	入札説明書	p.37 第7章	コワーキングスペースの中に、コワーキング内外から利用できるカフェを設置した場合、カフェの面積はコワーキングスペースに含まれるとの理解でよいでしょうか。	コワーキング利用者のためのカフェを主目的とするものであれば、含めて問題ありません。
4	開発行為	要求水準書	p.13 第1章	本事業は、開発行為に該当しますか。	開発行為に該当しますが、本町が実施する事業であることから、開発許可は不要です。ただし、協議は実施してください。
5	本施設の運営日・営業時間	要求水準書	p.21 第1章	小学校棟の学校開放部に関して、放課後の学校解放時においては一般利用者と児童の動線交錯を防ぐために、学校開放部分とその他学校部分は階段を含め完全に分離する必要がありますでしょうか。また分離の方法は簡易的なベルトパーティション等でもよろしいでしょうか。	学校開放の利用者は公共施設側出入口より学校・地域連携ゾーンに入ったと、目的室へ到達するまで児童との動線交錯が無いようにしてください。要求水準書P37②iii)のとおり、学校・地域連携ゾーンと学校ゾーン、複合公共施設との間はベルトパーティション等ではなく管理扉等で区画してください。
6	校門の位置指定について	要求水準書	p.40 第3章	東西2か所に設置する校門の位置について、指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	指定はありません。設置にあたっては周辺の状況や影響などを考慮して計画してください。
7	ZEBready取止め	要求水準書	P.41 第3章	高効率機器、省エネ制御の取止めなどによりコスト縮減が可能となります。	不可とします。
8	散水用雨水利用取止め	要求水準書	P.41 第3章	「散水に雨水利用システムを活用することなど自然エネルギーの活用を図ること」との記載がありますが、必須との考えでしょうか。雨水利用の場合、雨水貯留槽等の施設が必要となります。	環境負荷の低減を目指した建物緑化を求めています。建物緑化への散水などについて雨水利用などを検討してください。必須ではなく、大がかりなシステムを想定していません。

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
9	太陽光発電システム (15kw以上)の取り止め	要求水準書	P.42 第3章	災害時の対応については、外部電源による給電等で対応できないでしょうか	太陽光発電設備は必須とします。また、設置にあたっては災害時等でも活用できるようなシステムとすることを求めており、外部電源との併用を想定しています。
10	エコケーブルを一般 ケーブルに変更	要求水準書	P.42 第3章	「地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、 燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。」とありますが、必須との考えでしょうか。	記載のとおり、積極的に行うことを求めており、事業者の提案によります。
11	耐震安全性の分類 層間変形角の確認	要求水準書	p.42~43 第3章	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び解説」にて、RC造の層間変形角の制限値が1/200とあります。重要度係数を1.25(Ⅱ類相当)とし耐震性を確保いたしますが、保有耐力算出時層間変形角の制限として1/100との考えでよろしいでしょうか。 耐震壁を設けると、その壁は撤去不可能となり将来変更対応や自然採光が制限され、大きなオープンスペースが確保できなくなるなどの支障が生じることがあります。 一方、耐震壁に期待せず純ラーメンで変形制限とした場合、柱サイズなどが大きくなり平面計画に支障がでることがあります。 ただし、耐震壁を設置をしても将来対応が可能と判断される場合は、1/200といたします。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説のとおり、RC造においては大地震時の層間変形角の制限値を1/200とします。保有水平耐力時の層間変形角は1/100を目安としますが、耐震形式などによりこれを超える場合は予備検討などを適切に実施してください。大地震時の層間変形角は施設を継続利用に関する性能を判断する重量な数値であるため、保有水平耐力算出のための増分解析による変形量に加え、時刻歴応答解析など他の計算方法でも確認を行うなど、十分な性能を有する施設となるよう設計を行ってください。
12	床積載荷重の変更など を見込んだ設計	要求水準書	p.43 第3章	「いずれの構造形式においても、施設の複合化を活かせるよう、供用過程での改装に柔軟に対応できるよう配慮し、 部屋の用途の変更、 間仕切り壁の変更、 床積載荷重の変更などを見込んだ設計とすること。」とありますが、どの程度、積載荷重の余裕を考慮すればよいのか具体的な設定ができないため、将来対応部分の範囲と用途(積載荷重)について、どのようなお考えでしょうか。	近年の庁舎や事務所ビルでは書架などの重量物の配置に配慮し、改装に対応するため、設計においてスラブ検討用積載荷重を4900N/m ² とする、HDZ(重荷重ゾーン)を設定するケースなどが多くあり、床荷重についてはこのような提案を期待します。一方、多目的ホールや活動ホール部分を事務室に転用するなどは想定していません。ゾーニング、グルーピングの中で間仕切り壁の移動などを見込んだ設計としてください。

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
13	耐震安全性の分類	要求水準書	p. 43 第3章	施設の建築構造体の耐震安全性の分類をⅢ類とし層間変形角の制限は1/100とできないでしょうか。	不可とします。
14	外部電源（可搬式発電機、V2H）の取り止め	要求水準書	p. 45 第3章	「公民館のうち、コミュニティスペース、活動ホール、総合事務室に 外部電源（電気自動車 V2H 機器（本事業）による給電のほか、可搬式発電機（単相3線式での接続を想定）を接続し、給電できるようなコンセントを適宜設置すること。」とありますが、必要でしょうか。	公民館は一時避難所に指定されており、災害時の対応が発生するため必要です。
15	緊急通報システムの設置	要求水準書	p. 47 第3章	⑥「ii）小学校においては各所から職員室や事務室等へ緊急通報ができるシステムを設置すること。」とありますが、⑤ii）の各フロア共用部から職員室への内線電話で代替できないでしょうか。	緊急通報システムを内線電話で代替することは不可とします。緊急通報システムについては文部科学省「小学校施設整備指針 第9章 第5 通報システムの導入」を参考にして提案をしてください。ただし、緊急通報装置がついた内線電話を各教室に配置する等、内線電話に機能を内包することは可とします。
16	防災井戸取止め	要求水準書	p. 48 第3章	防災用の水源確保は受水槽にストックし、供給は保安負荷に給水ポンプを見込むことで対応可能と考えております。	原案のとおりとします。
17	体育館ステージのプロセニアムの大きさ	要求水準書	p. 71 第3章	体育館のステージのプロセニアムの大きさについて指定があればご指示いただけますでしょうか。	既存施設同等程度としてください。提案があれば個別対話等で協議をお願いします。
18	多目的ホールのステージの大きさについて	要求水準書	p. 83 第3章	常設ステージの設計条件(90㎡程度、奥行き7m)を遵守すると、多目的ホールは300㎡のため、常設ステージが3分の1を占めてしまい、客席に対してステージが大きすぎると思われます。多目的ホール300㎡を守り、ステージの面積、奥行きについては適宜調整してもよろしいでしょうか。	舞台袖の面積を確保し、ステージに Horizont幕（固定壁）等の設置が想定されることから、90㎡程度のステージは必要だと考えます。また、客席部の面積の想定については、ステージに対する客席利用のほか、現行のフロア利用の状況等を参考に200㎡以上程度とすることとしている。これらの利用に満足する多目的ホールを計画してください。
19	その他共用施設について	要求水準書	P93 第3章	コミュニティスペースに印刷機（コインバンダー付き）を設置すると記載がありますが、購入とリースの選択により見積条件が異なると思いますが、お考えをご教示ください。	要求水準書においては、利用者にコイン式の印刷機によるサービスができることを定めています。適切な状態に維持管理されるものであればリース、購入どちらも可とします。

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
20	什器備品リストについて	要求水準書 添付資料 資料9.10	-	「資料9. 什器・備品等リスト」「資料10. 建設業務に含む什器・備品等リスト」に各室の収納家具についての記載がありますが、重複していると思われる箇所があります（添付資料参照）。ご確認お願い致します。	重複している什器・備品については、備品としての設置、または造り付けの家具としての設置のどちらかを事業者の提案により選択してください。
21	体育館、多目的ホールのステージの舞台設備	要求水準書 添付資料 資料10	-	資料10 建設業務に含む什器・備品等リストに記載しております体育館、多目的ホールの舞台設備に関して、具体的な数量をご指示いただけますでしょうか。（例:反響版の枚数）またこのリストには一般的に舞台上で必要とされている什器等が一部記載されておりますが、それらは不要という認識でよろしいでしょうか。	小学校の体育館、多目的ホールとして基準等で反響版の枚数等の定めはありません。ステージの形状やアリーナの仕上げなどにより必要性などが変わると思慮されますので、設計により提案をお願いします。（資料10の数量は1式と考えてください） 什器について、建設業務に含む什器・備品リストは建築的な造り付け什器を例示しております。資料9什器リストに特記してありますが、建物を利用するうえで必要となる什器類は設計により提案し調達してください。
22	什器備品リストについて	要求水準書 添付資料 資料10	-	「資料10. 建設業務に含む什器・備品等リスト」の中で、英語教室、学年集会室の数量が24との記載となっております。「資料8 必要諸室リスト【令和4年6月修正版】」では両室とも1室ずつと記載されていますため、数量は1と考えてよろしいでしょうか。	数量は一式とします。
23	教室の電気時計設備の取り止め	要求水準書 添付資料 資料11	-	電気時計は配線等のコストがかかる為、代替え時計を検討できないでしょうか。	電波時計での対応も可としますが、電池式の場合は電池交換を事業者にて実施してください。
24	維持管理業務	要求水準書 添付資料 資料24	-	本事業の維持管理業務につきまして、小学校につきましては法定点検のみにしていただく、または左記の資料に記載された業務の回数を減らすことをご認めいただけませんかでしょうか。	資料24については参考とし、清掃回数などを提案できるようにします。
25	業務責任者について	要求水準書 添付資料 資料26	警備業務内容一覧	警備員指導教育責任者（1号）の検定資格を有しており、なおかつ実務経験5年以上の者の配置は現場に常駐でなく、巡回対応でも可能でしょうか。	業務責任者に対する要件であるため可とします。資料26を確認してください。
26	敷地図・現況図CAD・高低測量図について	要求水準書 閲覧資料	-	高低測量図のPDF・CAD図のご提供を頂けないでしょうか。既存建物の資料の中に、敷地高低のわかる資料はありませんでしょうか。	閲覧資料として提示している資料以外はございません。閲覧資料「三芳村立藤久保小学校新築工事（1）（2）」内に造成工事図面がございます。

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
27	敷地図・現況図CAD・高低測量図について	要求水準書 閲覧資料	-	今時点で高低測量図の資料提供が頂けない場合、敷地内の高さ設定に関わる正確な道路との高低差が不明となり、契約後に大幅な計画変更の可能性が生じる可能性があります。 その場合、契約後の測量をもって、プラン調整を行い、プラン変更に伴う多額の工事費の増大については、追加費用として貴町のご負担をお認め頂けないでしょうか。	建築工事に伴う土工事費用については整備費用に含んでいます。変更の内容によりますが、多額の変更が必要となる見込みがあるプランニングにおいては事前に測量を含めた現地調査を認めますので別途調整をお願いします。既存敷地の形状や高低差などを活かした提案を期待します。参考に道路図面の公表を検討します。
28	参加資格申請について (統括管理)	様式集及び 作成要領	様式2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理業務に関する実績資料として事業契約書の提出ではなく、経歴書のようなもので内容を提示させていただくことでよろしいでしょうか。 ・事業契約書は発注者とSPCの契約となるため、代表企業名は記載されていません。代表企業として企業名が記載されているのは基本協定書となりますが、そちらの方がよろしいでしょうか。 ・また契約書を提出するのであれば、表紙と捺印部分の写しで問題ないでしょうか。 	経歴書ではなく、契約関係及び業務内容が分かる書類を添付してください。 契約関係が分かる書類については、基本協定書とすることで問題ありません。 また、実績として提出する事業の事業実施体制表も提出してください。
29	参加資格申請について (参加資格要件)	様式集及び 作成要領	様式2-2	様式2-2”統括管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類”において『PFI事業における統括管理に係る業務実績を有する者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。』との記載がございますが、業務実績として証するPFI事業は継続中の事業でも良い、との認識で宜しいでしょうか。	統括管理業務については、PFI事業の事業契約締結後、3年以上経過しているものを実績として認めます。入札説明書を修正します。

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
30	参加資格申請について (参加資格要件)	様式集及び 作成要領	様式2-3	様式2-3”設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類”において『平成18年4月1日以降に、延床面積4,000㎡以上の小学校(私立学校も含む)の基本設計及び実施設計業務について履行を完了した実績を有する者であることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。』との記載がございますが、個人ではなく会社の実績を証明する書類を添付するとの認識で宜しいでしょうか。また、様式2-4等にも記載のある”実績を有する者であることを証する書類”とは企業の実績を証明する書類との認識で宜しいでしょうか。	前段：企業の実績を証明する書類を添付してください。 後段：企業の実績を証明する書類です。
31	参加資格申請について (参加資格要件)	様式集及び 作成要領	様式2-7	様式2-7”運営業務(民間収益施設運営業務を除く)を行う者の参加資格要件に関する書類”において『平成18年4月1日以降に、官公庁が発注した公共施設の運営業務について履行を完了した実績を有する者であることを証する書類の写しを本様式の後(うしろ)に添付します。』との記載がございますが、契約満了後に再契約している運営業務で当初の契約期間を満了した事業の実績を証する書類の提出でも宜しいでしょうか。	当初の契約期間を満了した事業で問題ありません。
32	参加資格申請について (FA業務)	様式集及び 作成要領	様式2-10	・ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を担う企業は参加資格申請書類の様式2-10の<役割>の欄はどのように記載すれば宜しいでしょうか。 (ファイナンシャルアドバイザー業務とそのまま記載すれば良いでしょうか?)	ファイナンシャルアドバイザー業務と記載してください。
33	民間収益施設について	基本協定書 (案)	p.4 第8条	契約未締結の違約金500万円の負担は過剰と考えているが、根拠があるか確認したい。	設置根拠は提示できませんが、本町では適正な金額と考えています。

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
34	付帯事業について	付帯施設の実施に係る基本協定書(案)	p.6 第2章 第13条	定期借地権設定契約が締結できない場合の処理等で、付帯施設実施企業の責めに帰すべき事由により、定期借地権設定契約の締結に至らなかった場合は賃料の2か年分を支払うとありますが、事業の開始が約4年後であり、付帯施設実施企業の負うリスクとしては大きすぎると考えます。通常取引される敷金6ヶ月分の賃料程度として頂きたいと考えております。また、付帯施設の取り止めにより、事業者選定が取り消しにならないと考えて良いでしょうか。	前段：国の行政財産の貸付取扱いや、付帯事業実施企業の責めに帰する事由により契約が締結できない場合の町のリスクを総合的に勘案し設定したのですが、開業が4年先の事業であることによる事業者のリスクを考慮し、国の取扱いと同等となる賃料の1年分の支払いに修正します。 後段：取消しはしません。
35	契約の中途解約について	定期建物賃貸借契約書(案)	P4 15条	真にやむを得ない理由により中途解約する場合は6ヵ月前までに書面で申し入れるものとする記載がありますが、仮にコワーキング事業が軌道にのらなかった場合は中途解約可能でしょうか。	契約者(案)のとおり、真にやむを得ない理由によるものとして本町が承諾した場合は、中途解約可能です。
36	西側駐車場管理	入札説明書等に関する質問意見への回答	P.22 回答No.46,47,48	西側の駐車場のゲート及び自動料金徴収器の設置、管理、料金収受代行は事業者の業務であると記載されております。機器の設置、20年間の保守管理業務、料金収受代行は多額の費用がかかるため、別途発注としていただけませんか。	町では駐車場の適正管理と不正駐車対策を目的として当該業務を記載しています。ゲートレスや料金を公共施設内で前払いする方式などを組み込むなど、目的を達成するための提案を求めます。要求水準書を修正します。
37	複合施設と小学校の計画について	その他	-	複合施設と小学校を一体の建物で計画することは可能でしょうか。	可能です。要求水準書P34「2.(1)iii)」において、複合施設と小学校が一体として計画された場合でも、交付金の申請において対象金額などが適切に区分ができれば2か所に分けて申請ができることを確認しました。交付金申請については、同P102第5節に定めのとおり本事業にて支援を実施してください。
38	既存杭、基礎、基礎梁の撤去について	その他	-	既存建物の杭及び基礎、基礎梁等をグラウンド整備や駐車場整備に支障のない範囲で残置することは可能でしょうか？ 杭、基礎、基礎梁等を撤去すると地盤が荒らされるため、現状の落ち着いた性状をあえて荒らす必要はなく、コスト・工期への影響も大きいと考えます。	杭は基礎等の地業撤去範囲にて切断し存置することを認めます。杭以外(基礎等)は撤去とします。